

## 不審な電話にご用心!

## 宝くじ(ロト6)

## 当選番号詐欺

最近、「会員になれば、ロト6の当選番号を事前に教える」と電話で勧められ、教えてもらうのと引き換えに高額な情報料や預託金を支払わせるといった詐欺が発生しています。宝くじの抽選は厳正、公正に行われており、抽選を操る

ことや、抽選結果が事前に分かることは絶対にありません。

このような不審な電話などがありましたら、速やかに津市消費生活センターへご相談ください。

## 知っていますか? クーリング・オフ

### クーリング・オフの期間と対象

クーリング・オフは、契約した後、頭を冷やして冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度です。クーリング・オフできる取り引きは主に右表のものです。

ただし、場合によってはクーリング・オフできない場合がありますので、詳しくは津市消費生活センターにお問い合わせください。

取り引き内容		期 間
訪問販売	店舗外での訪問販売	原則8日間
訪問購入	訪問して、家庭にある物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなど	原則20日間
連鎖販売取引	マルチ商法などで契約した商品や権利など	
業務提供誘引販売取引	商品の購入を伴う契約	

※期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。

### クーリング・オフ通知の書き方と注意点

- クーリング・オフは必ず書面で通知しましょう。
- クーリング・オフの書面は、簡易書留か特定記録郵便など記録が残るようにしましょう。
- 契約時にクレジット契約も結んでいる場合は、信販会社にもクーリング・オフの書面を出しておきましょう。
- 書面を作成したら、両面ともコピーを取って契約書や郵便の受領証などと一緒に大切に保管しておきましょう。

表面

○○県○○市  
 ○○番○○号

株式会社○○  
 代表者 ○○様

裏面

契約解除通知書

契約日 平成○年○月○日  
 書面受領日 平成○年○月○日  
 商品名 ○○○○  
 契約金額 金○○○円  
 販売者名 株式会社○○

上記日付の契約を解除しますので、支払済の○○○円を直ちに返金してください。なお、商品は早急に引き取ってください。

平成○年○月○日  
 住所  
 氏名